

京都府熱中症対策方針（仮称）（案）

令和●年●月●日

京都府

目次

はじめに	1
第1. 京都府における熱中症の現状	4
第2. 目標	7
第3. 具体的な対策	7
1. 高齢者に対する熱中症対策の強化	7
2. 屋内における熱中症対策の強化.....	8
3. 管理者がいる場所等における熱中症対策の強化	8
4. 連携の強化.....	9
5. 広報及び情報発信の強化.....	10
第4. 基盤となる取組	12
第5. 推進体制及び熱中症対策方針の見直し	12
1. 推進体制	12
2. 熱中症対策方針の見直し.....	12

はじめに

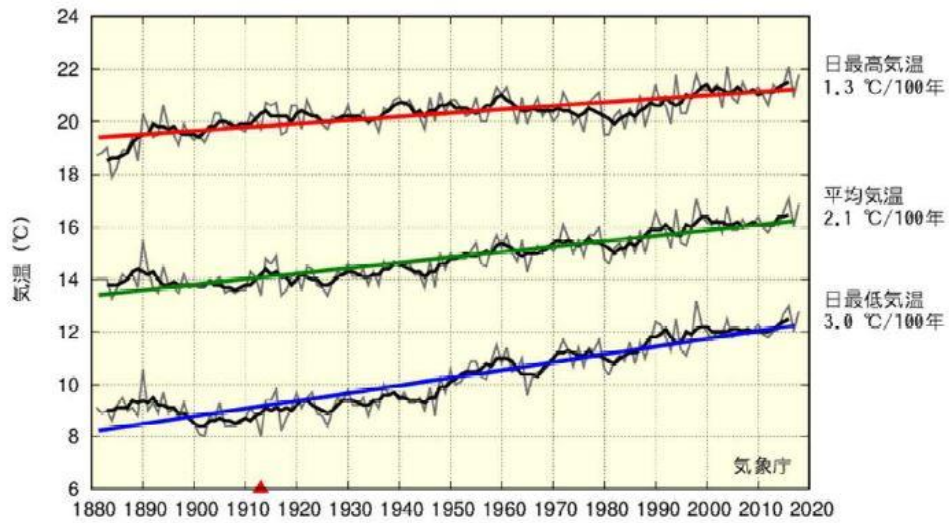
気候変動の影響により、世界的に年平均気温は年々上昇している。京都地方気象台の観測による京都市内の気温の長期変動をみても、年平均気温は 100 年間で約 2℃の割合で上昇しており、統計上有意な上昇がみられる。(図 1)。また、真夏日も 10 年平均で約 1.3 日増加している(図 2)。さらに、将来(21 世紀末)の京都府における年平均気温、季節ごとの平均気温は、20 世紀末と比較して約 3℃上昇すると予測されており、特に、夏の気温は、将来気候と現在気候¹の変動の幅が重ならない期間が長く、将来の夏の気温が毎年のように現在気候を大きく上回ることがうかがえる²(図 3)。このように、今後の気候変動の影響により、熱中症による救急搬送人員は、今後増加していくことが懸念され、従来の取組を超えた対応が求められる。

熱中症対策は、府民の命や健康に直結する重要な課題である。関係する分野は、医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場など多岐にわたることから、京都府では、2020 年 12 月に熱中症連絡会議を立ち上げ、取組を進めてきた。また、2021 年 10 月には、市町村や関連する有識者等からなる熱中症対策会議を立ち上げ、本府の熱中症に関する対策について議論・検討を行っている。

熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができる。熱中症に係る諸課題を踏まえつつ、熱中症対策の目標を設定し、京都府、市町村、各種団体、府民の各主体が一体となって熱中症対策に取り組むことにより、府民の健康な生活の確保に寄与することを目的に「熱中症対策方針」を策定する。

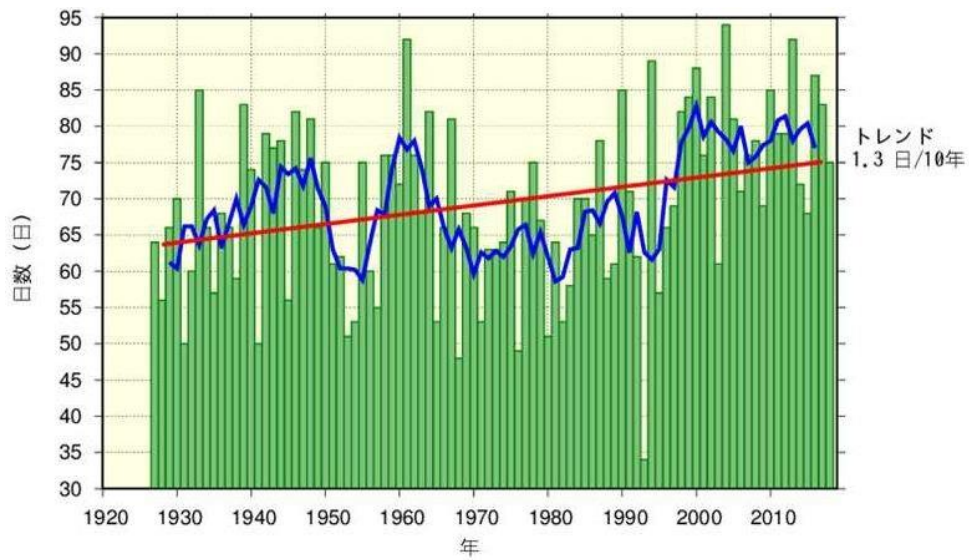
¹ 気象庁地球温暖化予測情報第 8 巻に基づき、「現在気候」は 1980～1999 年、「将来気候」は 2076～2095 年

² IPCC 第 5 次評価報告書で採用した 4 つの温室効果ガス排出シナリオのうち、中程度に相当する温室効果ガスの排出が続くと想定した「RCP6.0 シナリオ」に基づく予測



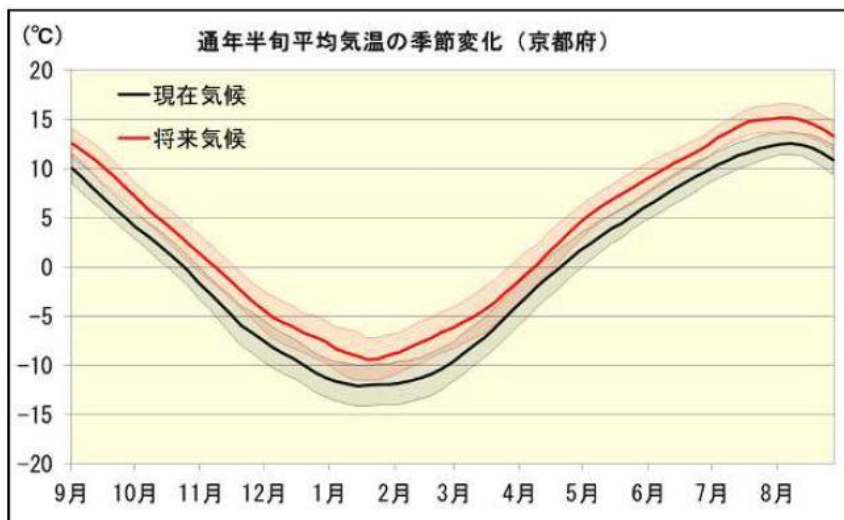
出典：京都地方気象台ホームページ

<図1 京都市の年気温3要素>



出典：京都地方気象台ホームページ

<図2 京都市における真夏日の年間日数>



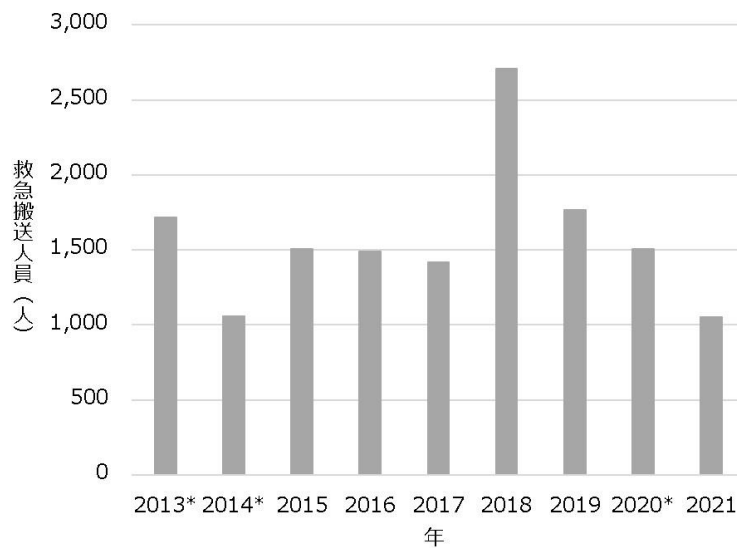
※縦軸は現在気候の年平均
 均値からの偏差、折れ
 線は通年半年値、陰影
 は年々変動の標準偏差

出典：京都地方気象台ホームページ

<図3 京都府における日平均気温の季節進行の将来予測（将来気候と現在気候の差）>

第1. 京都府における熱中症の現状

京都府内の熱中症による救急搬送人員は、2013年以降、2018年を除いて1,000～2,000人（2018年は2,709人）となっており、直近の2021年は、1,054人となっている。2013年以降では、2013年、2015年、2018年及び2019年に救急搬送人員が1,500人を超えている（図4）。また、熱中症による死亡者数は、毎年10～20人となっており、2013年以降で救急搬送人員が最も多く発生した2018年は31人となっている（表1）。



*の年は6～9月の集計、それ以外は5～9月の集計

出典：消防庁ホームページより作成

<図4 救急搬送人員数>

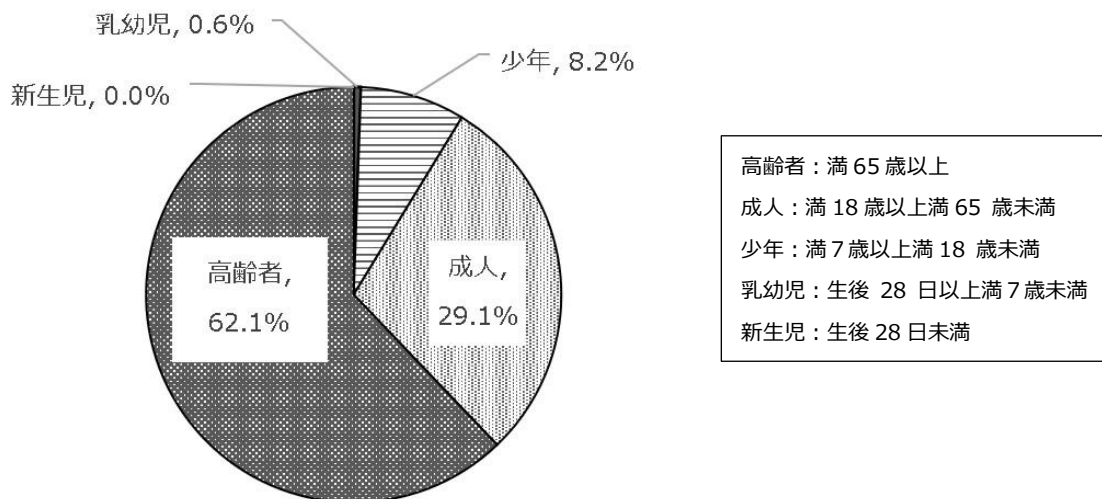
<表1 死亡者数>

(単位：人)

年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
死亡者数	20	6	7	15	7	31	16	9

出典：人口動態統計

京都府内の熱中症による救急搬送人員を年齢別で比較すると、約6割は65歳以上の高齢者となっている（図5）。

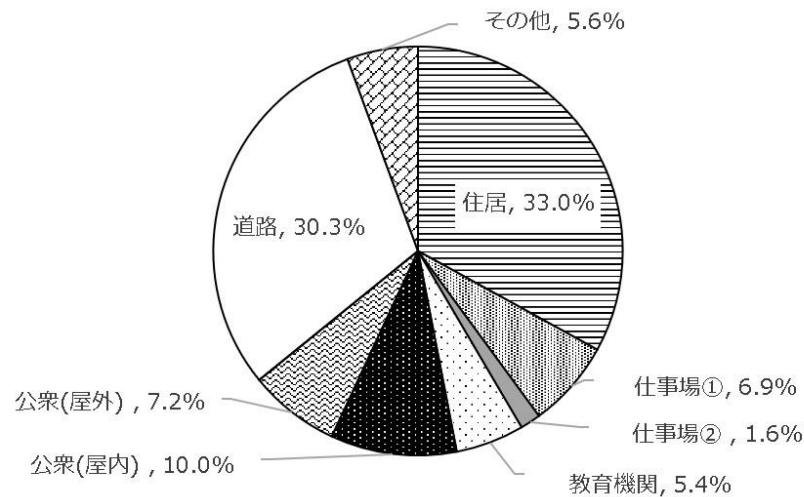


出典：消防庁ホームページより作成

<図5 年齢別救急搬送人員数（2021年）>

現在、京都市内の熱中症救急搬送者データ（約10年間）の解析を実施中（本日、別途御説明予定）

また、救急搬送人員の発生場所別では、住居で搬送されている方及び道路で搬送されている方がそれぞれ約3割となっており、管理者がいると想定される場所（仕事場、教育機関、公衆）において搬送されている方も約3割となっている。（図6）



住居：敷地内全ての場所を含む

仕事場①：道路工事現場、工場、作業所等

仕事場②：田畑、森林、海、川等※農・畜・水産作業を行っている場合のみ

教育機関：幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等

公衆（屋内）：不特定者が出入りする場所の屋内部分（劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅(地下ホーム)等

公衆（屋外）：不特定者が出入りする場所の屋外部分（競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅(屋外ホーム)等

道路：一般道路、歩道、有料道路、高速道路等

出典：消防庁ホームページより作成

<図6 発生場所別救急搬送人員数（2021年）>

現在、京都市内の熱中症救急搬送者データ（約10年間）の解析を実施中（本日、別途御説明予定）

第2. 目標

熱中症警戒アラートの周知など、様々な取組を通じて熱中症についての府民の理解を深め、適正な行動の定着を図ることにより、以下の目標の達成を目指す。

- ① 2020年の熱中症救急搬送者数（1,509人（6月1日～9月30日））を基準として、2026年までに熱中症救急搬送者数を半分以下にする。
- ② 2026年までに熱中症による死亡者数を0にする（2020年1月1日～12月31日の死亡者数は9人）。

第3. 具体的な対策

「第1. 京都府における熱中症の現状」を踏まえ、目標の達成を目指した熱中症対策として、救急搬送人員の多い「高齢者向けの対策」、「住居における対策」、また、管理者による熱中症対策が可能と考えられる「管理者がいる場所等での対策」を強化する。

また、京都府庁内部での連携だけではなく、市町村や関係機関との連携を強化するとともに、適時・適切なタイミングでの予防行動を促すために、広報及び情報発信を強化する。なお、京都府は観光客が多い（国内旅行者数47都道府県中第7位（2020年））ことから、観光客向けの広報及び情報発信も視野に入れる。

1. 高齢者に対する熱中症対策の強化

<課題>

「第1. 京都府における熱中症の現状」のとおり、熱中症救急搬送人員の多くは高齢者となっている。要因としては、高齢者は暑さやのどの渇きを感じにくい上に、汗をかきにくく、体温を下げる体の反応が弱くなることが挙げられる。

<対応方針>

熱中症対策に関する知見（健康上の留意点、エアコン利用の必要性や効果的な使い方（住まい及び住まい方の観点含む）、熱中症の初期症状、予防法や応急処置等）についてチラシ等を活用して伝えていく。これにより、熱中症に関する一層の周知を図り、適切な予防行動を促す。

<具体的施策>

- 高齢者にとって伝わりやすいよう内容を取りまとめた資料を作成し、様々なルートを通じて周知する。
- 防災行政無線の戸別受信機をはじめとする様々な情報伝達手段を活用して、情報提供を行うよう、市町村に対して周知する。

2. 屋内における熱中症対策の強化

<課題>

「第1. 京都府における熱中症の現状」のとおり、熱中症救急搬送人員の約3割が屋内で発生している。要因としては、屋内は熱中症にならない、エアコンは身体に悪いといった誤ったイメージによりこまめな水分補給を怠る、エアコンの適切な使用を控えるといった知識不足等が挙げられる。

<対応方針>

エアコンを控える理由、住まいや住まい方の工夫等も勘案しながら、熱中症対策に関する知見（屋内にいる時の留意点、エアコン利用の必要性や効果的な使い方、すだれの活用等）について資料等を活用して伝えていく。これにより、屋内で発生する熱中症に関する一層の周知を図り、適切な予防行動を促す。

<具体的施策>

- 屋内での熱中症の発生状況や熱中症対策に関する内容を取りまとめた資料を作成し、様々なルートを通じて周知する。
- 防災行政無線の戸別受信機をはじめとする様々な情報伝達手段を活用して、情報提供を行うよう、市町村に対して周知する。 <再掲>

3. 管理者がいる場所等における熱中症対策の強化

<課題>

「第1. 京都府における熱中症の現状」のとおり、管理者がいると想定される場所においても熱中症救急搬送人員が発生している（全体の約3割）。管理者がいる場所においては、熱中症対策を強化・徹底することにより熱中症を予防できる可能性が高いことから、重点的に熱中症対策を強化していくことが効果的である。

<対応方針>

熱中症警戒アラートの活用や暑さ指数（WBGT）の測定・活用等により、熱中症対策が徹底されるよう、京都府ホームページの充実や必要な情報提供を行う。

<具体的施策>

- 熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の活用、また、各省庁が作成する各種ガイドライン・マニュアル等の活用等により熱中症対策が徹底されるよう、京都府庁内で連携して関係機関に情報提供等を実施する（例：環境省及び文部科学省が作成した「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の普及）。
- 京都府ホームページにおいて、熱中症の予防や、熱中症を発症した場合の対応等必要な情報提供を行う。

4. 連携の強化

(1) 市町村との連携強化

<課題>

市町村は、住民への働きかけを含め、熱中症対策において重要な役割を担っているが、現状では市町村と連携した取組が十分に実施できていない。

<対応方針>

市町村との連携体制の構築を図り、熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）などの熱中症に関する情報の適時・的確な情報の共有、発信・伝達等により、地域住民の熱中症予防行動につなげる。

<具体的施策>

ア. 「熱中症警戒アラート」等を活用した対策の推進

- 熱中症警戒アラート等を有効に活用し、地域住民への適時・的確な情報の発信・伝達等により、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる。
- 京都府庁内部における連携だけでなく、市町村や関係機関等と連携した対応を行えるよう、熱中症対策会議を開催する。

イ. 地球温暖化防止活動推進員等と連携した声かけ等の取組の推進

- 地球温暖化防止活動推進員等と連携し、地域の方々への声かけ等の取組を行

う。

ウ. 地域における取組の先行優良事例の普及拡大

- 京都府庁内及び市町村における熱中症対策の取組状況を把握し、取組事例をフィードバックすることにより、熱中症対策の底上げを行う。

(2) 関係機関との連携強化

<課題>

暑さ指数(WBGT)計やエアコン、アイススラリーをはじめとした、様々な熱中症予防に関する機器や飲料類等が開発されており、それらの活用により熱中症対策をさらに推進していくことが可能である。また、京都府は観光客が多く、観光客に対しても熱中症対策を進める必要がある。そのため、関係機関に普及啓発について協力を求めていくなど、連携を強化していく必要がある。

<対応方針>

関係機関との連携体制の構築を図り、熱中症予防対策について呼びかけを行うことにより地域住民や観光客の熱中症予防行動につなげる。

<具体的施策>

- 関係機関等と熱中症対策会議の開催や直接の呼びかけを実施し、熱中症予防に資する機器(暑さ指数(WBGT)計)やシーズン前のエアコンの早期点検など、熱中症予防の普及啓発等に対する協力を依頼する。
- 関係機関や民間企業と行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げるイベント等の取組を推進する。

5. 広報及び情報発信の強化

<課題>

適切な予防行動が行われれば、熱中症は防ぐことが可能である。国が発表している暑さ指数(WBGT)の京都府ホームページでの発信(令和3年度~)、熱中症予防対策強化月間(7月)における府民だよりやSNS、テレビ・ラジオ等での発信、また、気象庁及び環境省が発表する「熱中症警戒アラート」の防災・防犯情報メールでの発信(令和3年度~)等を実施している。

府民の適切な熱中症予防行動にさらに結びつけるためには、広報及び情報発信をどのように行い、一人ひとりの効果的な熱中症予防行動につなげるか、更に検討していく必要がある。

<対応方針>

7月を熱中症予防対策強化月間とし、関係部局及び地域活性化包括連携協定による民間企業が連携し、より効果的に情報を発信し、府民の熱中症に関する意識を高め、予防行動につなげる。また、熱中症を発症した場合の対処（救急搬送要請含む）についての啓発にも努める。

特に、熱中症の救急搬送人員数が増加する梅雨明けの時期よりも前に、暑熱順化等を含めた熱中症予防対策に関する情報を京都府ホームページや SNS 等で発信する。

暑さ指数（WBGT）や熱中症警戒アラート等の最新の情報を京都府ホームページ等で発信し、効果的な熱中症予防行動を促す。

<具体的施策>

ア. 熱中症予防強化月間の設定

- 熱中症予防強化月間を7月に設定し、関係部局が集中的に広報を実施する。
- 具体的には、京都府ホームページ、SNS、広報紙、テレビ・ラジオ等で熱中症について情報を発信するとともに、熱中症予防を呼びかける。

イ. 熱中症警戒アラートの活用

- 京都府の防災・防犯情報メールを活用し、熱中症警戒アラートの情報を広く府民に届けて、熱中症予防行動を促す。

ウ. 暑さ指数（WBGT）の予測情報等の提供

- 「環境省熱中症予防情報サイト」において公開されている暑さ指数（WBGT）の翌日（原則）の予測値に関する情報を京都府ホームページでタイムリーに発信する。
- 暑さ指数（WBGT）や熱中症の症状・応急処置等の情報を京都府ホームページで発信する。

第4．基盤となる取組

熱中症予防対策の実施に当たっては、その前提として熱中症の発生状況等に関する正確な実態把握・情報提供が重要である。そこで、京都府ホームページ等を活用し、夏期における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、公表する。

第5．推進体制及び熱中症対策方針の見直し

熱中症対策は、京都府の関係部局、市町村、各種団体、また、府民が連携しながら取組を進めていく必要がある。ついては、以下のような推進体制の下、取組を推進するとともに、本方針については必要に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

1．推進体制

熱中症連絡会議により庁内で連携して熱中症予防対策を進めるとともに、熱中症対策会議により市町村や関係機関等とも連携しながら対策を推進する。

2．熱中症対策方針の見直し

本方針に基づき、熱中症連絡会議や熱中症対策会議等を活用しながら、熱中症予防対策の取組を進めていく。

なお、気候変動や社会の状況の変化等に応じ、本方針は適宜見直しを行う。